

長野県フットサル連盟慶弔規程

第1条（目的）

この規程は、長野県フットサル連盟（以下連盟という。）の役員等の相互の親睦及び連絡を保つ為に慶弔に関して必要な事項を定める。

第2条（適用範囲） この規程の適用を受けるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 役員等とは、本連盟規約(Rev10)第5条に定める役員とする。
- （2） その他、理事長が必要と認める者とする。

第3条（慶事の範囲及び基準）

- 1 本連盟の役員が、財団法人日本サッカー協会表彰、長野県知事表彰、長野県教育委員会表彰、文部科学大臣表彰又は国の叙勲等の榮譽に浴した時とする。
- 2 前項において、祝賀会を開催し、記念品を贈呈することが出来る。

第4条（弔事の範囲及び基準）

本連盟の役員等が次の各号に該当するときは、弔電のほか弔慰金又は見舞金を贈ることが出来る。

（1） 死亡弔慰

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ア 役員等が死亡したとき | 20,000 円、又はこれに相当する生花 |
| イ 配偶者が死亡したとき | 10,000 円、又はこれに相当する生花 |
| ウ 同居する父母又は子が死亡したとき | 5,000 円 |

（2） 傷病見舞い

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ア 役員等が傷病の為 30 日間を超える状況にあるとき | 5,000 円 |
|-----------------------------|---------|

（3） 災害見舞い

- | | |
|----------------------------|---------|
| ア 役員等の住居が災害により、相当の損害を受けたとき | 5,000 円 |
|----------------------------|---------|

（4） 前各号のほかに特に必要と認める時は、会長と常任理事が協議して決定する。

第5条（届出）

上記第3条および第4条に該当する場合は、該当者若しくは関係者が、本連盟管理部長に届けるものとする。

第6条（その他）

この規程の適用を受けた者は慣習による返礼は行わないものとする。

第7条（規程の改正）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

- 1 この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 22 年 4 月 1 0 日から Rev04 と改版し施行する。